

序章 都市計画マスタープランの性格

(1) 計画の意義

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、具体的な将来ビジョンと分野別・地域別の整備の方針を定め、土地利用、交通体系、市街地開発事業などの都市計画に関する総合的な指針となるものです。

参考：都市計画法第 18 条の 2

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(2) 計画の役割

本計画は次のような役割を有しています。

- ◇総合的な都市整備を推進するための指針
- ◇個別の都市計画を推進するための指針
- ◇地域特性を活かした都市づくりの指針
- ◇市民の参画・協働の都市づくりの指針

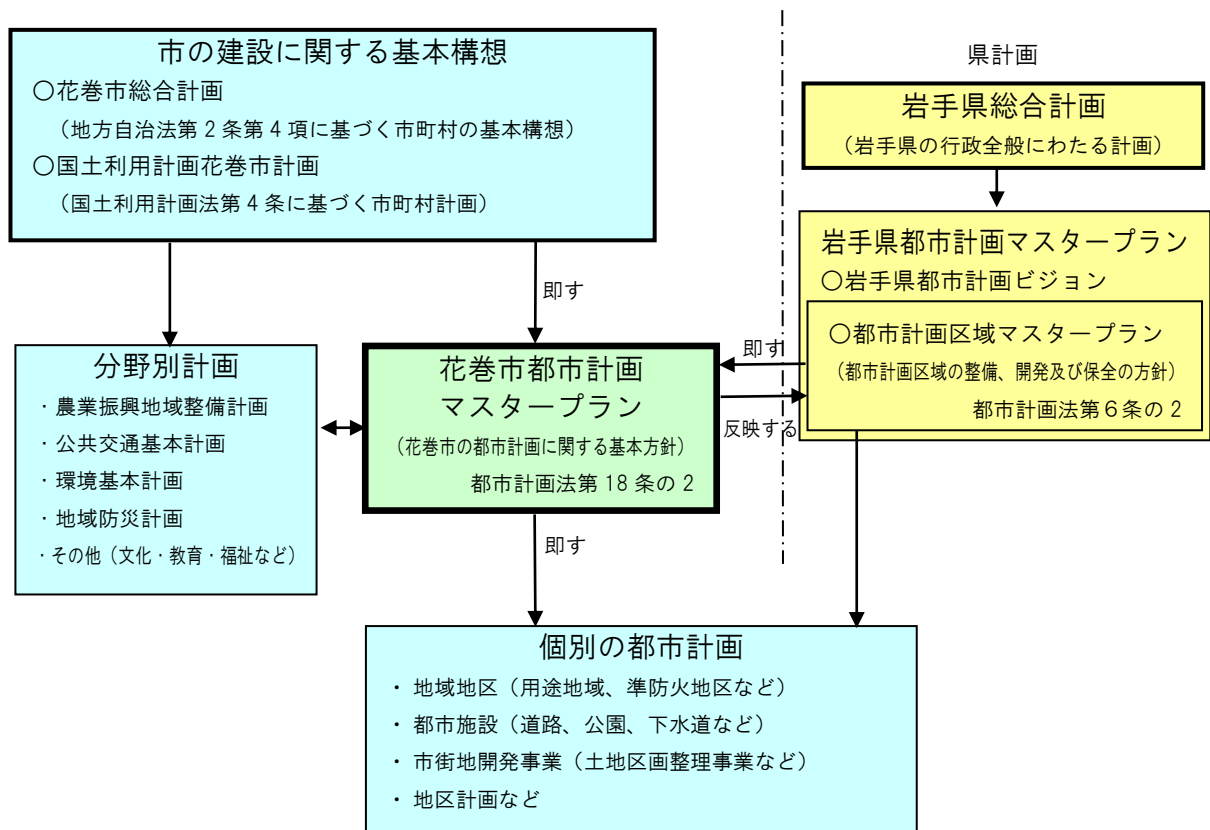


(3) 計画の位置づけ

本計画は、長期的視点に立った都市計画に関する基本的な方針として、個別の都市計画を推進するための指針となります。計画内容については、花巻市総合計画、国土利用計画花巻市計画、岩手県が定める都市計画区域マスタープランに即すとともに、他の分野別計画が定める内容と整合を図り、既定計画の内容を反映したものとなります。

本計画と他の計画との関係はおおむね以下のとおりとなります。

[都市計画マスタープランと他の計画との関係]



(4) 対象区域

本計画の対象区域は、市の区域全体とします。

(5) 目標年次

本計画は、おおむね 20 年後の都市の将来像を展望したうえで策定し、具体的な事項については、花巻市総合計画との整合性を図っていくものとします。

なお、社会経済情勢の変化や基本的な施策に変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

(6) 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

第1章 目指すべき都市像

都市の将来像を示し、その実現のための目標などを明らかにします。

第2章 分野別整備方針

将来都市構造と密接な関連を有する土地利用や交通体系、施設整備などの方針とともに、都市内の自然的環境の保全その他の良好な環境の整備、景観形成などの方針を明らかにします。

第3章 地域別整備方針

目指すべき都市像と分野別整備方針を受け、地域の課題に応じて地域内に整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間の保全・創出、景観形成のために配慮すべき事項などの方針を明らかにします。

第4章 計画の推進に向けて

本計画の実現に必要な方策などを明らかにします。

